第１部　京都府の人事行政の運営の状況

１　任免及び職員数に関する状況

(1)　部門別職員数の状況と主な増減理由

各部門別の職員数の状況は、第1-1表及び第1-1図のとおりです。

この職員数は一般職が対象であり、休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤の職員を除いています。

第1-1表

区分 / 部門			職員数（各年度４月１日現在　単位：人）							平成21年度職員数の主な増減理由（対前年度との比較）
			平成１９年度		平成２０年度		平成２１年度			
			対前年度増減数		対前年度増減数		対前年度増減数	対19年度増減数		
普通会計部門	一般行政部門		△184	4,502	△172	4,330	△149	△321	4,181	(増) 緊急経済・雇用対策の体制強化 (減) 内部管理業務等の見直し
普通会計部門	特別行政部門	教育	43	17,777	△395	17,382	△129	△524	17,253	(減) 学級数の減少に伴う定数減 （小･中学校）
普通会計部門	特別行政部門	警察	82	7,016	△19	6,997	21	2	7,018	
普通会計部門	特別行政部門	小計	125	24,793	△414	24,379	△108	△522	24,271	
普通会計部門	計		△59	29,295	△586	28,709	△257	△843	28,452	
特別会計部門	病院		20	1,728	△1,179	549	△12	△1,191	537	
特別会計部門	企業会計		△9	162	△5	157	△5	△10	152	
特別会計部門	計		11	1,890	△1,184	706	△17	△1,201	689	
合計			△48	31,185	△1,770	29,415	△274	△2,044	29,141	

（注）１　一般行政部門とは、議会事務局、総務、企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門（教育、公安を除く各行政委員会を含む。）の総称です。

２　教育部門には、教育委員会事務局職員、府立学校教職員、府費負担教職員及び府大学の教職員(平成20年度及び平成21年度は派遣職員のみ)を含みます。

３　病院部門には、病院事業会計部門の職員及び医科大学附属病院の職員(平成20年度及び平成21年度は派遣職員のみ)を含みます。

４　企業会計とは、水道事業、下水道事業、その他の公営企業等部門をいいます。

第1-1図

部門別職員数の推移

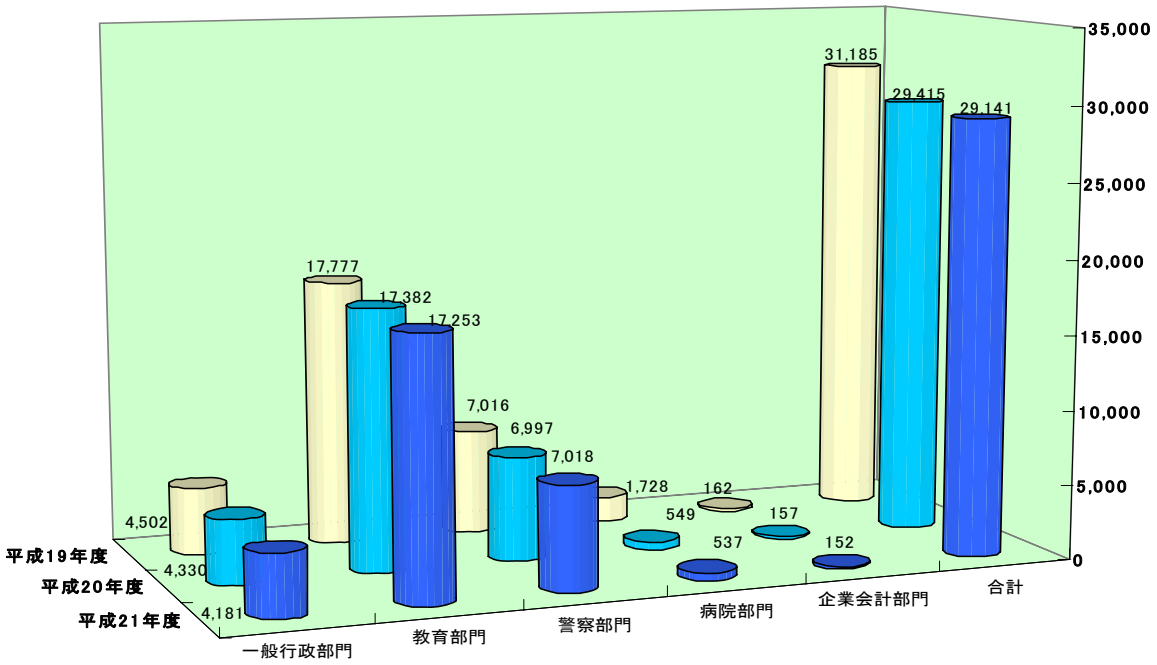

(2)　年齢別職員構成の状況

第1-1表の合計欄に応じた職員の年齢構成は第1-2表及び第1-2図のとおりです。

第1-2表

年度＼年齢		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	平成21年度	60	910	2,269	2,394	2,204	2,238	2,485	3,913	4,579	4,602	3,325	162	29,141
	平成20年度	76	830	2,135	2,267	2,281	2,208	2,838	4,131	4,727	4,549	3,228	145	29,415
	平成19年度	82	849	2,126	2,269	2,418	2,498	3,373	4,565	4,949	4,562	3,396	98	31,185

第1-2図

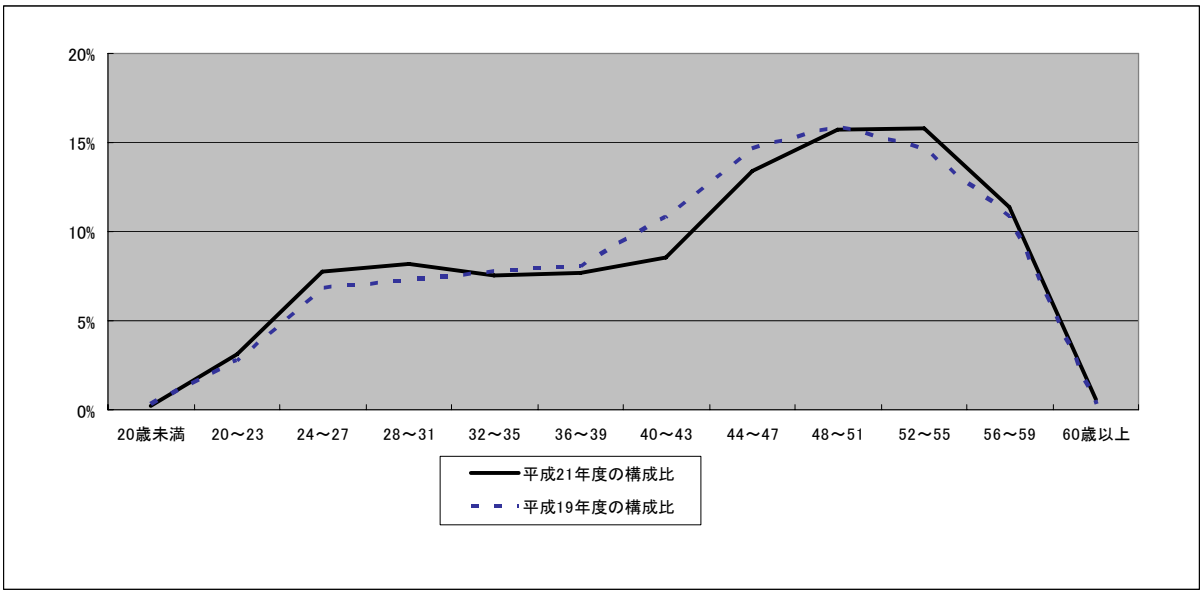

(3)　定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

京都府では、平成11年度から平成15年度の間、「京都府新しい行政推進大綱（第二次）」により、５年間で５％（1,300人）の定数削減を目標に定数の適正化に取り組んできており、この結果、目標を上回る1,390人の定数削減を行ってきたところです。

平成16年度には「経営改革プラン」を策定し、簡素で効率的な組織づくりに努めるとともに、定員の適正化に計画的に取り組むことにより、知事部局・教育委員会・警察本部等の事務部門について、平成20年度までの本プランの期間内に1,000名分程度の削減効果を目指すこととしました。

また、この取組をより一層強化するため、平成17年11月には、「経営改革プラン」の実行計画として、新たに「府民サービスを守るための経営改革プラン」（給与費プログラム）を策定し、人件費総額の削減手法の一つとして職員定数の削減を位置付け、総務事務の集中処理等の電子府庁の推進やアウトソーシングの活用を図ることにより、内部管理事務の抜本的見直しをはじめ、組織を簡素化し、平成22年度までに、職員定数（教員・警察官を除く。）を約17％削減（全国最大規模）する一方、児童虐待や地域力再生、緊急経済・雇用対策など、新たな課題に対して適時適切に応える職員配置に取り組んできました。

さらに、本年３月には、限られた人材や資金など京都府の財産を最大限活かすことによって、府民満足の最大化を目指すことを目的とした「府民満足最大化プラン」を策定し、平成23年度以降もこの給与費プログラムを継続することとしており、既存の事務・業務を徹底的に見直した上で、府民ニーズに対応する適切な職員配置に取り組むこととしています。

「府民サービスを守るための経営改革プラン」（給与費プログラム）の取組状況（平成18～22年度）
第1-3表

職員定数削減の計画	平成18～22年度の削減見込み	平成21年度までの削減実績
1,500人 （職員定数（教員・警察官を除く。）の約17％の定数削減を実施）	1,520人	1,247人

(4)　職員の採用及び退職等の状況（平成20年度）

平成20年度における京都府職員の採用及び退職の状況は第1-4表のとおりです。

第1-4表

区分 部局	採用 (人)	退職(人)							
		定年退職	勧奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡	合計
知事部局等	105 (235)	88 (91)	100 (166)	72 (105)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	2 (8)	262 (371)
教育委員会	395 (406)	226 (255)	182 (190)	64 (43)	0 (0)	1 (2)	0 (1)	5 (10)	478 (501)
警察本部	296 (333)	147 (153)	69 (77)	114 (124)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	3 (2)	333 (357)
合計	796 (974)	461 (499)	351 (433)	250 (272)	0 (0)	1 (4)	0 (1)	10 (20)	1,073 (1,229)

（注）1　知事部局等とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局のことを示しています。（以下同じ。）
2　勧奨退職は、任命権者が人事管理上の目的から、職員に対して退職を勧奨し、これに応じて退職するものです。
3　普通退職は、自己都合により退職するものです。
4　分限免職は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第１項の規定により、公務能率を維持する見地から職員の意に反してその職を失わせるものです。
5　懲戒免職は、地方公務員法第29条第１項の規定により、職員を懲罰として勤務関係から排除するものです。
6　失職は、職員が地方公務員法第16条各号に掲げる欠格条項に該当することとなった場合、行政処分によることなく当然に離職するものです。
7　（　）内の数値は前年度実績です。

(5)　定年退職及び勧奨退職者の就業状況（平成21年４月１日現在）

第1-4表の退職者のうち、定年退職者及び勧奨退職者についての就業状況は第1-5表のとおりです。

第1-5表

区分 部局	定年勧奨退職者数(人)	合計	左記のうち就業した者(人)										
			京都府に就業した者				京都府以外に就業した者						
			再任用	非常勤嘱託等	臨時的任用	その他	他の地方公共団体	うち再任用	外郭団体	非営利団体(外郭除く)	営利団体(外郭除く)	自営業
知事部局等	188 (257)	109 (125)	49 (54)	16 (13)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	21 (27)	19 (27)	2 (2)	0 (0)
教育委員会	408 (445)	36 (56)	22 (36)	4 (12)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	5 (3)	0 (0)	1 (0)
警察本部	216 (230)	138 (138)	10 (6)	43 (62)	0 (0)	0 (0)	28 (13)	0 (0)	13 (22)	11 (4)	33 (31)	0 (0)
合計	812 (932)	283 (319)	81 (96)	63 (87)	0 (3)	0 (0)	30 (15)	0 (0)	38 (51)	35 (34)	35 (33)	1 (0)

(注) 1　再任用とは、地方公務員法第28条の４又は同法第28条の５の規定により再度任用された者をいいます。
2　非常勤嘱託等とは、地方公務員法第３条第３項第３号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらのものに準じる職をいいます。
3　臨時的任用とは、地方公務員法第22条第２項の規定により任用されたものをいいます。
4　外郭団体とは、京都府が資本金又は基金等の25%以上を出資している法人をいいます。
5　非営利団体とは、上記注４に該当しない公益法人、協同組合、共済組合、労働組合等をいいます。
6　営利団体とは、上記注４に該当しない会社法に基づく法人、相互会社、信用金庫等をいいます。
7　市町村立小中学校教職員の就業状況については含まれていません。
8　（　）内の数値は前年度実績です。

(6)　異動及び昇任の状況

平成21年定期人事異動における異動者数及び昇任者数は第1-6表のとおりです。

第1-6表

【知事部局等】（平成21年４月人事異動　単位：人）

区分＼職位	部長級	課長級	主幹級	課長補佐級	係長級	一般級	合計
異　動　者　数	47	173	178	430	729	155	1,712
うち昇任者数	24	63	84	188	219		578

【教育委員会】（平成21年４月人事異動　単位：人）

区分＼職位		部長級	課長級	主幹級	課長補佐級	係長級	指導主事等	一般級	合　計
事 務 局	異　動　者　数	6	18	13	28	20	54	53	192
	うち昇任者数	4	11	8	14	2	0		39

区分＼職位		校　長	教　頭	事務長	総括主事	一般職	合　計
小中学校	異動者数	115	148			1,178	1,441
	うち昇任者数	66	78				144
府立学校（附属中学校除く）	異動者数	27	43	8	12	511	601
	うち昇任者数	17	24	4	8		53
合　計	異動者数	142	191	8	12	1,689	2,042
	うち昇任者数	83	102	4	8		197

【警察本部】（平成21年３月及び４月人事異動　単位：人）

区分＼職位	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員	交通巡視員	合計
異　動　者　数	151	243	435	415	345	112	0	1,701
うち昇任者数	21	49	152	178	0	0	0	400

（平成20年10月人事異動　単位：人）

区分＼職位	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員	交通巡視員	合計
異　動　者　数	21	10	96	74	129	5	0	335
うち昇任者数	1	0	0	0	0	0	0	1

（平成20年７月人事異動　単位：人）

区分＼職位	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	一般職員	交通巡視員	合計
異　動　者　数	6	27	100	69	66	18	0	286
うち昇任者数	0	0	0	1	0	0	0	1